愛媛県立松山東高等学校機械警備委託業務　仕様書

１　委託業務の名称
愛媛県立松山東高等学校機械警備委託業務

２　委託業務の場所
対象施設　　愛媛県立松山東高等学校
所 在 地　　松山市持田町２丁目２－１２

３　委託期間
平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日まで
（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

４　警備方法
（１）警備範囲
別紙設置機器配置図により示された範囲とする。

（２）警備機器
ア　警備範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機械装置を設置する。
・カードリーダー（ＩＣカード用）
・空間センサー
・シャッターセンサー
・マグネットセンサー
・屋外用炎感知器
・赤外線センサー
・屋外用侵入センサー（正門）（タイマー式で23時から6時まで自動的にセットする。ただし、時間設定の変更は可能）
・屋外用侵入センサー（明教館）（タイマー式で19時から6時まで自動的にセットする。ただし、時間設定の変更可能）
・火災受信機
・煙感知器
・熱感知器（定温式）
・ベル

イ　設置異常の際、既設の報知器から移報する装置を設置する。

ウ　警備機器等の構成については､本仕様書に示す警備の運用が可能なものとする。

（３）通信回線
各種感知器の信号受信のための通信回路は、受託者（警備会社）が設置負担する。

（４）異常発生箇所の速やかな特定を前提に、警備範囲を３２区画の警備区域に分ける。
第　１ブロック　・・・　全日制職員室
第　２ブロック　・・・　通信制職員室
第　３ブロック　・・・　事務室
第　４ブロック　・・・　校長室
第　５ブロック　・・・　保健室
第　６ブロック　・・・　明教館ボーダー

第　７ブロック　・・・　視聴覚準備室・ＰＣ室
第　８ブロック　・・・　視聴覚室
第　９ブロック　・・・　図書館・閲覧室
第１０ブロック　・・・　美術準備室・美術室
第１１ブロック　・・・　家庭科準備室・食物室・被服室
第１２ブロック　・・・　書道準備室・書道室
第１３ブロック　・・・　化学準備室・化学実験室・化学講義室
第１４ブロック　・・・　地歴公民準備室・地歴公民講義室
第１５ブロック　・・・　生物準備室・生物実験室・生物講義室
第１６ブロック　・・・　地学準備室・地学講義室
第１７ブロック　・・・　物理準備室・物理実験室・物理講義室
第１８ブロック　・・・　第三会議室
第１９ブロック　・・・　教育相談室
第２０ブロック　・・・　資料室
第２１ブロック　・・・　史料館
第２２ブロック　・・・　明教館
第２３ブロック　・・・　茶室
第２４ブロック　・・・　予備
第２５ブロック　・・・　大会議室
第２６ブロック　・・・　進路指導室
第２７ブロック　・・・　音楽準備室・音楽室
第２８ブロック　・・・　小会議室
第２９ブロック　・・・　火災・設備
第３０ブロック　・・・　第二会議室
第３１ブロック　・・・　体育指導室
第００ブロック　・・・○第一教棟１階から３階廊下
（共用部）　○第一教棟から特別教棟への渡り廊下１階から３階出入り口
○第一教棟から第二教棟への渡り廊下１階出入り口
○第一教棟昇降口、エントランスホール出入り口
○第一教棟ペントハウス出入り口
○第二教棟１階から４階の廊下及び１階の普通教室５室並びに出入り口
○第三教棟１階から２階の廊下及び１階普通教室３室並びに出入り口

（ａ）それぞれの区域に警備の開始・解除を行うカード方式の制御装置を設置する。カード枚数は、教職員数＋５枚とする。（１１０枚程度）
（ｂ）それぞれの区域に最終出入口施錠用鍵の保管用キーボックス（操作記録機能付き）を設置し、その開閉はカードにより行う。
（鍵収納においては一定時間経過後は異常を感知する。）
（ｃ）第１教棟１階職員玄関出入り口を最終出入り口とし、スケジュール制御が可能かつ自動施錠モード付き（扉を閉めれば自動施錠）とする。
（ｄ）最終出入り口付近に、「全ブロックの警備設定状況がわかる表示盤」を設置する。

（ｅ） 警備機器の取扱説明書を備える。

5　警備の対象時間

警備の対象時間は、警備区域の全部または一部の区域の開始設定から全ての解除までとする。また、事前の連絡がなく、規定の時間を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しない場合は、学校あてに確認の電話をする。

なお、電話の応答がなく確認できない場合は、警備区域の点検確認を行う。

6　漏電、受水槽、高置水槽等の異常感知の監視

上記の感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。監視時間は終日とする。

7　警備機器の保守点検

警備機器の機能について適宜保守点検を行い、警備機器が正常に動作するよう努める。

8　警備任務

①　不審者、不法行為者の早期発見と措置
②　警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
③　火災の早期発見
④　盗難の早期発見と被害の拡大阻止
⑤　警備機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
⑥　機械警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置及び自動通報装置（以下「警備用装置類」という。）の点検操作
⑦　その他不測事態の発生時の措置
⑧　その他警備委託者側の要望事項

9　警備実施要領

①　警備用装置類は、発生した異常事態を受託者の監視センター（以下「監視センター」という。）に自動的に通報する機能を有するものとする。
②　発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細について的確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生した異常事態を感知した警報装置を特定できる機能を有するものとする。
③　監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
④　監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者へ電話で緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署に通報すること。
⑤　受託者の巡回警備員は、受託者の警備センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。
⑥　警備対象物件に到着した受託者の巡回警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、受託者の監視センターにその状況を報告する。
⑦　委託者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出者は、警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを「ＯＮ（＝警戒）」

の状態にし退出する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。

⑧　委託者の最先出勤者は、警備対象物件に入館時、警備システムを「ＯＦＦ（警戒解除)」の状態にして入館する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。

10　警備仕様

①　使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいては認知できる機能を有するものとする。

②　委託者による機械警備システムの操作運用（機械警備のＯＮ（警戒）及びＯＦＦ（警戒解除)）においては、容易な複製が不可能である専用のカードを利用するものとする。

③　自動通報装置は、停電時においても３０分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。

④　主たる異常感知装置においては、異常事態発生感知が一つの装置で可能であり、異常発生の状況を監視センターに送信できる機能を有するものとする。

⑤　計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、異常感知装置は、正常な監視を妨げる行為や設置位置を強制的に変更する行為等がなされた事を感知する機能を有する。また、それが正常な機械警備委託業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。

⑥　自動通報装置においても、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中であったり外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して監視センターに送出することができる機能を有するものとする。

⑦　盗難に関する異常が発生した場合にそれを阻止するための的確かつ迅速な措置を講じるために、警報機器類は、異常発生場所の識別及び異常発生原因等の状況を、警備データで監視センターへ通報できるものとする。

⑧　機械警備システムは、双方向データ通信が１本の回線で行える機能を有するものとする。その目的は、委託者が警戒状態への移行操作を忘れた際の監視センターからの警戒状態移行操作のため、或いは警戒状態への移行操作を行うための専用カードを紛失した際等、この不正使用防止のためのデータ変更を速やかに実施する。また、これらを実施した際の記録は監視センターで記録し、委託者の要請があった場合は速やかに提出、報告を行えることとする。

⑨　監視センターでは、異常の発生が無い限り、警備対象物件の内部の状況は見聞きできない機能となっていること。

11　報告

受託者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに委託者に報告書を提出すること。

12　鍵の預託

警備上必要な鍵、カード等は、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預かり受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管する。

13　損害賠償

業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は下記の金額を限度として賠償の責任を負う。

「対人賠償、対物賠償各あわせて１事故１０億円とする。」

14　即応体制の整備基準

警備業法施行細則（平成１５年３月公安委員会規則第６号）第１５条の基準を満たす体制を有していること。

15　緊急連絡体制

委託者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。また、緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なく変更名簿を交付するので、受託者は、警備業務委託仕様書９の④に基づき措置をとるものとする。

16　その他

（１）警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。

（２）警備業務は、平成２６年４月１日から開始すること。

（３）落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から平成２６年３月３１日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。

ただし､機器の設置が間に合わない場合は機械に代る警備員を常駐するなどの措置をとること。

（４）この仕様書は、警備方法の大要を示すものであるため、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載なき場合も必要に応じ委託者と受託者が協議の上、実施する。